

隊(所管) 何等看護長 姓名 年 月 日 生 年 月 日 何年何月 何等看護卒 姓名 年 月 日 生 年 月 日 何年何月

右軍醫講習生入學志願書付付書寫並ニ醫術開業免許狀及ヒ考科表相添差出候御檢査ノ上入學御差許有之度候也 (所管長官) 職 官 姓名 名 印

第十二條 華士族平民ヨリ軍醫講習生志願ノ者ハ左式ノ願書ニ履歷書及ヒ醫術開業免許狀寫テ添ヘ本籍若シハ寄留地府縣ノ與書印ヲ受テ直ニ軍醫本部ニ差出ス可シ (軍醫本部長) 職 官 姓名 名 印

何國何郡(區)何町(村) 姓名 年 月 日 生 年 月 日 何年何月 何國何郡(區)何町(村) 姓名 年 月 日 生 年 月 日 何年何月

前書之通相違無之候也 府(縣)何郡(區)何町(村) 姓名 年 月 日 生 年 月 日 何年何月

陸軍省乙第八十一號 本年第二十二號公達第七條第二ニ據リ上長官以上ノ武官ハ總テ官報ヲ購讀スヘキ義務ヲ有スルハ勿論ニ係處上長官ノ内非職並後備軍醫員ノ者ハ右官報ハ購讀セサルモ不苦候條此旨相達候事 明治十六年七月十一日 陸軍卿大山 巖

叙任賞勳 任東京府少書記官 東京府芝區長正七位 渡邊 清 任東京府芝區長 東京府東多摩郡南豊島郡長梅田 義信

時事新報 造酒業ヲ保護スヘシ 獨斷ハ前號ノ社説ニ於テ酒造家ノ情況ヲ記シ併テ其規則中改正ヲ望ムノ要旨ヲ掲ケテ是皆現行ノ規則ニ就テ其要件ヲ舉グルルニ過キス此ヨリ一步ヲ進メ未ダ今日ニ至行ザルノコトニシテ法律上ノ保護ヲ求ムルノ希望ヲ表セ

ノ中 仲國ノ規約ハ最も重要コトナリ五ニ相犯サス屬造、操

製造、販賣、脱税等ノ諸弊ハ一モ之レアラズ官ニハ檢査ノ甚ク煩シキヲ要セズシテ税金(極金又ハ冥加金ト唱ヘシモノ)徵集ニ困難ヲ覺ユルコトナク民ニハ詐偽ノ風行ハレズシテ互ニ賣賄ス等ノ迷惑モアラザリキ右ハ各藩内又ハ一地方ノヨリ限ラズ廣シ全國ニ通シテ行ハレタルコトアリ夫ノ據州伊丹西ノ宮ノ如キ酒造家ハ巨額ノ酒類ヲ釀シ之ヲ江戶又ハ他ノ地方ニ賣捌キタルニ(往時江戶中ニテ消費スル酒類ハ殆ント全ク同地方ノ釀造ニ係リタル由ナルガ近年尾張ノ知多郡及ヒ東京近傍コト釀造スルモノ漸次増加シタルヲ以テ今ハ十分ノ六七ヲ占ムル位ニ下リタルナラント云フ)嘗テ釀造權ヲ企テタル者ナキハ何ノヤ是其釀造ノ術著ク進步シ他人ノ企テ及ハザルニ由ルト雖モ亦暗ニ法律ノ保護ヲ受ケタルニ由ルト謂ハサルヲ待ズ伊丹ノ酒造ハ京都近衛家ノ保護スル所ニシテ酒樽ノ外包即ニ蓋ノ表面ニ於テ銀菱又ハ白雲等ノ酒銘ヲ顯バシ其上(近衛)ノ二字ヲ烙印スルヲ法トス此烙印ハ攝家ノ名義ニシテ他人ノ模擬ス可カラザルモノトナリ頼ヲ以テ他所ノ製品ト區別シ之レガ聲價ヲ世ニ著ハシ永ク他人ノ侵害ヲ受ケズシテ獨リ其利ヲ享ラヌルヲ得タルト此ノ如ク製造上ノ既權ヲ確定シテ利益ヲ保庇スルヲ得タルハ之ヲ簡單ナル一烙印ノ功ニ歸セザルヲ得ザルナリ

然ルニ維新以後此等ノ舊制一旦廢止トナリ新規則ノ頒布アルモ專ラ徵稅ノ事ニ保リ一モ營業上ノ保護ニ關スルモノトナラハアラザルナリ是ヲ以テ未熟練又ハ薄資ノ者ニテ續々酒造營業ヲ始メ隨テ起リ隨テ仆レ其間自家ノ利益ヲ得ザルハ勿論舊來ノ同業者ヲ害スルモノ頗ル大ナリトス加之ナラズ酒銘ノ如キハ妄リニ嗜好ヲ逞フテ之レヲ號ゲ又ハ精粗混合製釀造官ヲ可カラザルモノアリ夫ノ包筭ノ如キハ各地各家ノ定標アリテ今日ノ商標トモ類ムベキ貴重ノモノナルニ拘ラズ濫リニ自カラ之ニ模造シ現ニ東京ニテハ時好ニ適スル包筭ヲ製造シ之ヲ各酒造ノ土地ニ輸出シ各地各様ノ酒類ハ同一様ノ裝ヲナシ再ヒ東京ニ輸入スルコトアリト聞ク此際ニ當リ誰カ最モ利益ヲ受ケ誰カ最モ損害ヲ受ケルカト云ヘハ酒質最モ精純ニシテ價最モ貴キモノ最モ多ク損失ヲ受ケルコトス而シテ此等ノ酒造家ハ正直老練ニシテ營業最モ精練モ多ク釀造最モ大ナルモノトス是レ頗ル可キモノナリ蓋シ政府ノ酒造家ヲ待スル登ニ善良ノ人ニ薄シテ奸邪ノ者ニ厚クスルノ意アラザレバ今日ニ及ンテ舊幕時代ノ陋制ニ復スルニハアラザレバ歐米諸洲ニ行ハル、專賣免許商標條例ノ制ニ倣ヒ適當ナル法律ヲ設ケテ善良ヲ保護シ奸邪ヲ禁遏スルハ酒造家ノ希望スル所ニシテ又政府ガ奉行スル正當ナル處置ナランニ

抑歐米諸洲ニテ發明權專賣ノ免許ヲ設クルノ主旨ハ發明

者ノ權利ヲ確定シ其作業及努力ノ報酬ヲ得セシメ其當然享ク可キ權利ヲ侵害スル他ノ犯人ヲ罰スル等ニシテ造製家ノ志氣ヲ獎勵シ該業ノ進步ヲ助ケルノ功少クナラズ且其製品ニハ一種ノ標記號等ヲ設ケテ之ヲ賣買スルヲ以テ諸種ノ奸詐ヲ防遏シ商業上ノ利益亦大ナリト謂フ可シ但シ發明者ノ權利ハ決シテ無限ニ與フ可キモノニアラズシテ尙クモ公衆ノ權利便益ヲ妨ケルキ至テ亦之ヲ制限セザル可カラザルハ勿論ナリ故ニ若干ノ年期ヲ定メテ其發明ヨリ生スル利益ヲ發明者ニ專有セシムルモ其期限ヲ過クレバ其利益ハ亦一般人民ノ分有スル所トナルニ是レ古來我邦ニ行ハレタル標式專賣ノ法ト大ニ異ナル所以ナリ今夫レ我邦酒類釀造ニ付テハ發明者ノ如ク若干年間獨リ其業ヲ專ラセシメテ又其利ヲ私セシムルニ及バズ只其製造シタル上ニ付テ商標ヲ一定シテ全ク他ノ製造ト區別シテ釀造權ヲ防遏シ之ヲ犯ス者アルモノニ方リテ相當ノ懲罰ヲ與フルヲ以テ足レリトス之ヲ彼ノ專賣免許ニ比スレバ措置甚ク簡單ニシテ其功頗ハ決シテ之レニ讓ラザルコトナラン (未完)

○御寄附 官幣大社春日神社正遷宮付皇太后宮后宮中ノ恩召を以て金百圓を寄附せられたりと

○細書捧呈 伯林駐劄青木公使が日耳曼聯邦の一なる少キマル侯が我が天皇陛下の親書を捧呈するため去頃少キマル府へ向け出發したりと

○英國女皇の臨幸 去る五月二十九日英國女皇の命を以てパツキングハム宮へて舞踏會を催したるが外交官並び各國公使あて之を臨席するもの多く其中日本公使夫婦同國公使館附書記官、清國公使書記官の夫人同國公使館附書記官、暹羅公使並ひ其書記官の亞細亞人あて當會も臨みたるものと云ふ

○ワヨホア侯 同侯は昨十一日海軍兵學校へ赴き同校敷場其外を一覽されたり又同侯の一行は明後十四日一先東京三田綱町の旅館を引拂ひ横濱二十番館へ滞在の上進て歸國の都合なりと尤歸國も近寄りしむ付昨今之我國の古器物及び陸軍機の陶器類其他運搬の物品を數々買上げたり又川村海軍卿が昨日午後二時告別の爲め同侯の旅館を訪問したりと云ふ

○振取馬車 同縣令は御用にて昨日出京代替ありしが兩三日前の降雨にて利根川が留まり本日東京代官電報をりしといふ

○崎岩手縣令 一昨日降任せし崎岩手縣令の本陣浦を以て不日元老院職官を榮轉するといふあり

○高崎岡山縣令 兼て出京中である高崎岡山縣令の職本月中滞在來月一日當道出發候は候